◎代表者・役員の氏名変更

役員の変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む登記簿謄本に記載されているすべての方が対象となります。

〇提出様式

		提出部数 原本	提出部数 コピー
①	職業紹介事業変更届出書（様式第6号）｛第1面・第2面｝	1	2

〇添付書類

		原本	コピー
②	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※1	1	1

※1…労働局が登記情報連携システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書を入手できる場合は、添付を省略することができます。
添付を省略する際は、以下の情報をお知らせいただきますようご協力をお願いします。
・法人登記簿謄本を省略する場合…法人番号（13桁）又は会社法人番号（12桁）

★提出期限
変更後30日以内
★手数料等
なし
★提出先
事業主（本社所在地・住所地）を管轄する労働局

◎代表者・役員の住所変更

役員の変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む登記簿謄本に記載されているすべての方が対象となります。

〇提出様式

		提出部数 原本	提出部数 コピー
①	職業紹介事業変更届出書（様式第6号）｛第1面・第2面｝	1	2

〇添付書類

		原本	コピー
②	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※1※2	1	1
③	変更した方の住民票　（**本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの**）	1	1

※1…代表者・有限会社など、登記簿謄本に住所が記載されている場合のみ必要（代表取締役等非表示措置含む）

※2…労働局が登記情報連携システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書を入手できる場合は、添付を省略することができます。
添付を省略する際は、以下の情報をお知らせいただきますようご協力をお願いします。
・法人登記簿謄本を省略する場合…法人番号（13桁）又は会社法人番号（12桁）

★提出期限
変更後10日以内　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に変更がある場合は変更後30日以内
★手数料等
なし
★提出先
事業主（本社所在地・住所地）を管轄する労働局